

Ⅲ 前期選抜（全日制・定時制課程）

1 前期選抜の実施

- (1) 高等学校長は、「募集割合」、「募集人数」、「出願できる条件」、「配点」及び「第1段階の割合」等を所属教育委員会教育長に申請し、承認を受ける。
- (2) 各高等学校の「募集割合」、「募集人数」、「出願できる条件」、「配点」及び「第1段階の割合」等については、入学者選抜一覧で公表する。
- (3) 前期選抜の募集人数は、普通科（コース制を除く。）にあつては募集定員の10～30％、普通科コース制、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、福祉、理数及び英語に関する学科並びに総合学科にあつては募集定員の10～40％、体育及び美術に関する学科にあつては募集定員の10～70％の範囲内とする。

ただし、連携型中高一貫教育を実施する高等学校（以下「連携型高等学校」という。）における前期選抜の募集人数は、後期選抜による志願が可能となるように設定する。

2 出願資格

前期選抜に出願できる者は、「Ⅰ 募集及び出願」の「2 出願資格」（4頁）及び、当該高等学校が示す「出願できる条件」を満たしている者とする。

ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 連携型中高一貫教育を実施する中学校（以下「連携型中学校」という。）から連携型高等学校に志願する者。
- (2) 社会人特別選抜に志願する者。

3 出願制限

- (1) 出願できる高等学校は、一つに限る。
- (2) 出願できる課程及び学科・コースは、一つに限る。

4 出願手続

(1) 出願書類

ア 志願者が用意するもの

① 前期選抜用入学願書及び写真票

入学願書には、入学者選抜手数料として、県立高等学校志願者にあつては県立学校条例（昭和39年条例第16号）で定める額の宮城県収入証紙（全日制課程は2,200円、定時制課程は950円）を貼付すること。

市立高等学校志願者にあつては、仙台市学校条例（昭和39年仙台市条例第15号。以下「仙台市条例」という。）又は石巻市立学校の授業料等徴収条例（平成20年石巻市条例第38号。以下「石巻市条例」という。）で定める額の手数料（全日制課程は2,200円、定時制課程は950円）を金融機関に納入し、仙台市立高等学校志願者にあつては納入通知書兼領収書を、石巻市立高等学校志願者にあつては納入通知書兼領収証書を、願書裏面に貼付すること。

（注意）県立高等学校志願者にあつては、収入証紙に消印、割印しないこと。

② 志願理由書（各高等学校で定める様式）

③ 出願できる条件に係る添付書類

「出願できる条件」を証明する書類（実績・活動等を証明する書類又はその写し）を添付する場合は、A4判の大きさに資料を整え、各書類の右上に中学校名と氏名を記入すること。

イ 中学校が用意するもの

④ 調査書（様式B）

調査書の「6 欠席の状況」等において特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、平成21年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書をもって調査書に代えることができる。

⑤ 出願者一覧表（様式C） 1通

⑥ 受験票等送付用封筒 1通

角形2号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの

⑦ 結果通知用封筒 1通

角形2号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの

(2) 出願書類の提出方法

前期選抜志願者は、上記(1)の①～③を中学校長へ提出する。中学校長は提出されたものに④～⑦を加えて高等学校長に提出する。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は簡易書留とし、封筒に「前期選抜願書在中」と朱書すること。

(注意) 上記(1)の①～⑦の出願書類等(貼付の宮城県収入証紙又は金融機関に納入した手数料のほか、返信用の切手も含む。)は、高等学校においていったん受理した後は、返還しないので注意すること。

(3) 出願受付

ア 出願書類を直接受領した高等学校においては、出願書類受領書(様式D)を交付する。

イ 出願書類を郵送により受領した高等学校においては、出願書類受領書(様式D)を当該中学校長あてにFAXで送信し、後日、改めて受験票と併せて送付する。

ウ 県外からの出願については、宮城県公立高等学校出願承認書(様式L)の写しが添付されていることを確認の上、受理すること。

(4) 県境隣接

中学校長は、県境隣接協定による志願者について、その住所を同協定の定めるところに基づいて確認し適正を期す。

5 県外からの出願

県外からの出願については、「Ⅷ 県外からの出願」(29頁)による。

6 出 願 期 間

出願受付期間は、1月13日(火)から1月16日(金)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、締切日の1月16日(金)は午前11時までとする(郵送する場合であっても、1月16日(金)午前11時までに必着のこと。)

7 出願者数等の報告

高等学校長は、1月16日(金)午前11時の出願締切後直ちに、前期選抜出願者数等(募集単位別に男、女、計等)を県教育長(高校教育課教育指導班あて)に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長を経て県教育長(高校教育課教育指導班あて)に報告する。

8 受験票等の送付

(1) 高等学校長は、出願者が、当該高等学校の示す「出願できる条件」を満たしているかを審査する。その際、高等学校長は、必要に応じて中学校長及び出願者に問い合わせることができる。

- (2) 高等学校長は、1月22日（木）午前11時に、「出願できる条件」を満たしている出願者の受験票及び受験票送付一覧（様式F）を中学校長に簡易書留速達で送付する。

「出願できる条件」を満たさない出願者については、受験票は交付せず、受験票送付一覧の備考欄にその理由を記す。

- (3) 「出願できる条件」を満たしている出願者は、中学校長から受験票を受けとる。

9 学力検査及び学校独自検査

- (1) 学力検査及び学校独自検査は、2月3日（火）に各高等学校において実施する。
- (2) 学力検査を実施する教科は、国語、数学及び英語とする。
- (3) 学校独自検査については、各高等学校で面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文等の中から一つ以上を実施する。
- (4) 学力検査の日程は、次の表のとおりとする。また、学校独自検査の実施時間等については、受験票送付時に当該高等学校長から中学校長を通じて、受験者に通知する。

時間 月 日	8:30	9:05	9:55	10:15	11:05	11:25	12:15	13:00以降
2月3日(火)	受 諸注意 付 注 意	[1] 国 語		[2] 数 学		[3] 英 語	昼 食 休 憩	学校独自検査

- (5) 学力検査及び学校独自検査を受ける際、計算、翻訳、辞書、通信等の機能を有する機器類の使用は認めない。その他、アラーム音を発するなど検査の公正を欠くおそれのある物も同様とする。ただし、当該高等学校長が学校独自検査内で使用を認めた場合はこの限りではない。
- (6) 学力検査及び学校独自検査の具体的な実施要項等については、所属教育委員会教育長から高等学校長に別に通知する。
- (7) やむを得ない理由により学力検査及び学校独自検査を分校において実施する高等学校にあっては、その旨を11月10日（月）までに県教育長に申請し、承認を受ける。

10 学力検査における傾斜配点

- (1) すべての高等学校は、学校があらかじめ指定する教科に対して、配点の比重を変える傾斜配点を採用することができる。
- (2) 傾斜配点ができる教科数は1又は2教科とし、傾斜配点の倍率は1.5又は2.0倍とする。
- (3) 傾斜配点を採用する高等学校にあっては、あらかじめ所属教育委員会教育長からの通知に基づき、実施学科・コース名、実施教科名及び傾斜配点の倍率を申請し、承認を受ける。

11 選 抜

- (1) 選抜は、調査書、学力検査及び学校独自検査の結果に基づく総合的な審査により行う。審査

は、あらかじめ公表している配点に基づき、調査書点、学力検査点及び学校独自検査の得点を合算した合計点と、調査書の記載内容とを総合して行う。

- (2) 調査書点は、調査書の「1 各教科の学習の記録」の社会、理科、音楽、美術、保健体育及び技術・家庭の6教科の評定値を2倍にして、国語、数学及び外国語の評定値と合計して算出する。
- (3) 学力検査点は、各教科の学力検査の得点を0.25、0.5、0.75、1.0倍のいずれかの換算率により算出して得られた点数を合計したものとする。
- (4) 審査対象は、合計点の上位の者から、前期選抜募集人数の120～150%の範囲に含まれる者とする。
- (5) 選抜は2段階で行い、第1段階では、合計点が上位の者から審査し、あらかじめ公表している割合に基づき選抜する。次に、第2段階では、残りの人員を対象として総合的に審査し、選抜する。
- (6) 調査書の「1 各教科の学習の記録」以外の記載事項については、これを選抜資料として十分活用するよう特に配慮する。

また、副申書を除くその他の資料を選抜の資料に加える場合は、所属教育委員会教育長と事前に協議する。

- (7) 併設型高等学校長は、併設型中学校から当該併設型高等学校へ入学する者が予定数に満たない場合には、満たない人数に前期選抜の募集割合を乗じた人数を前期選抜募集人数に加えて、合格させることができる。

12 合格者の発表

合格者の発表は、**2月10日（火）午後4時**に各高等学校において行う。

高等学校長は、選抜の結果を、前期選抜結果通知書（様式G-1）及び合格通知書（様式H）により中学校長へ通知する（**2月10日（火）午後3時頃**に郵便で発送する。）。

13 合格者数等の報告

- (1) 高等学校長は、合格者決定後、**2月10日（火）正午**までに合格者数等（募集単位別に男、女、計等）を県教育長（高校教育課教育指導班あて）に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導班あて）に報告する。

- (2) 高等学校長は、**2月17日（火）**までに検査等の実施状況を県教育長（高校教育課教育指導班あて）に報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長にも報告する。

14 合格者の取扱い

前期選抜による合格者は、後期選抜及び第二次募集並びに通信制課程の選抜に出願できない。

15 前期選抜出願の特例措置

- (1) 前期選抜の出願後、県内における一家転住により、やむを得ず出願先の変更を希望する者については、審査の上、特例として出願先の変更を認めることがある。この場合、次のア及びイの関係書類を整え、既に出願している高等学校長に申請し、承認を受ける。

なお、書類の提出を郵送により行う場合は、簡易書留とし、封筒に「出願承認願在中」と朱書すること。

ア 宮城県公立高等学校出願承認願（県内の特例措置による出願者用）（様式K-1）

イ 返信用封筒 1通

長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、あて先等を明記したもの

- (2) 上記(1)の申請期間は1月19日（月）から1月21日（水）までとする。申請受付時間は、午前9時から午後4時までとし、1月21日（水）は正午までとする（郵送する場合であっても、1月21日（水）正午までに必着のこと。）。

- (3) 宮城県公立高等学校出願承認書の交付

高等学校長は、宮城県公立高等学校出願承認願（県内の特例措置による出願者用）（様式K-1）を受理した場合には、出願審査委員会を設けるなどして、公正かつ適正な審査を行い、その理由がやむを得ないものであると認めた場合は、宮城県公立高等学校出願承認書（様式L）を交付する。

上記の審査が困難な場合は、高等学校長は、所属教育委員会教育長と協議を行う。

- (4) 特例措置の承認を受けたときは、上記の申請期間内に志願高等学校に出願の手続きを済ませること。出願受付時間は、午前9時から午後4時までとし、1月21日（水）は正午までとする（郵送する場合であっても、1月21日（水）正午までに必着のこと。）。

- (5) 高等学校長は、特例措置による宮城県公立高等学校出願承認書（様式L）を交付した者について1月21日（水）までに県教育長（高校教育課教育指導班あて）に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導班あて）に報告する。